

緩衝帯整備事業補助金（令和9年度）

近年、社会情勢および生活環境の変化により野生獣による被害が多発しています。

集落が地域の力で獣害を軽減するため、集落環境点検を実施し見出された課題である場所を整備するための経費の補助を実施します。

- 要件 ・ 集落環境点検を実施した集落であること。（集落環境点検ごとに1回を限度）
（別添「集落環境点検」をご確認ください。）

実施年度（令和9年度）	R 5 以前	R 6	R 7	R 8	R 9
対象区分	対象外	対象			

- ・ 5年間の管理契約が締結できること。
- ・ 面積がまとめて0.3ha以上1.0ha未満であること。ただし、1箇所当たりの面積が0.1ha以上であるものに限る。
- ・ 緩衝帯整備がなされていない区域であること。
- ・ 集落環境点検を実施した日の属する年度の翌年度から起算して3年以内において実施される事業であること。
- ・ 農地又は集落から概ね40m程度までの範囲

※緩衝帯整備を行う土地の合計面積により次の補助制度があります。
詳細は各補助制度をご確認ください。

0.3ha 未満	獣害に強い里づくり事業補助金 （林業振興課獣害対策係）
0.3ha 以上 1.0ha 未満	緩衝帯整備事業補助金 （林業振興課獣害対策係）
1.0ha 以上	災害に強い森林づくり事業 （里山づくり環境整備） （林業振興課林業振興係）

- 補助額 緩衝帯整備に係る経費の100%（千円未満切り捨て）
※ただし上限70万円です。

- 補助内容 **集落環境点検結果の課題が緩衝帯整備を行うことで解決するための経費。**
例：下刈り、草刈り、枝打ち、間伐、全伐、竹のチップ化など

- 事業の流れ 次の書類等を提出してください。

1. 見積もり 緩衝帯整備を行うための見積もり及び施工図面を業者に依頼してください。
（宛名は組合名）
2. 事前確認 補助要件を満たしているかを確認するために次の書類を獣害対策係に提出してください。
 - ・ 事業実施予定区域、面積等の概要が分かる図面（1:2500程度）
 - ・ 予定区域内の土地の地番、所有者が分かる資料（分かる範囲）

＜裏面へ＞

3. 要件確認 獣害対策係において要件が満たされているかを確認します。
4. 同意書 緩衝帯整備を行う土地所有者から同意書へ記載、捺印を行ってもらいます。
5. 申請書提出 次の書類を獣害対策係に提出します。
- ・ 交付申請書（様式第1号）
 - ・ 事業計画書（様式第2号の1）
 - ・ 収支予算書（様式第2号の2）
 - ・ 見積書等費用明細の写し（宛名は組合名）
 - ・ 位置図
 - ・ 緩衝帯整備を行う土地所有者からの同意書（規定様式）
 - ・ 緩衝帯整備事業に関する協定書（規定様式）（捺印必要）
 - ・ 現況写真（山裾からの写真など）
6. 交付決定 獣害対策係より交付決定通知が送付されます。
7. 事業実施 交付決定通知が届いてから事業を実施してください。
次の写真を撮影しておいてください。
- ・ 事業実施前の写真
 - ・ 事業実施中の写真
 - ・ 事業実施後の写真
- ※交付決定前に事業を実施すると補助金が支払えない場合があります。
8. 報告書提出 緩衝帯整備終了に次の書類を獣害対策係へ提出します。
- ・ 実績報告書（様式第2号）
 - ・ 事業実績書（様式第2号の1）
 - ・ 収支精算書（様式第2号の2）
 - ・ 領収書（宛名は組合名）
 - ・ 事業実施前の写真
 - ・ 事業実施中の写真
 - ・ 事業実施後の写真
9. 額の確定通知 獣害対策係より額の確定通知が送付されます。
10. 請求書の提出 獣害対策係へ請求書を提出します。
11. 振 込 補助金が振込まれます。

○予算要望 **実施する前年度**の予算要望照会時に要望書提出が必要です。

甲賀市林業振興課 獣害対策係

電 話：0748-69-2194

FAX：0748-63-4592